

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰
対策支援金給付事業実施要綱

令和8年1月27日

要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費及び燃料費が高騰する中で、介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等を運営する事業者を支援することを目的として市が給付する令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

(給付対象事業者)

第3条 給付の対象事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、市内に所在する次のいずれかの事業所又は施設を運営する者（基準日において事業を廃止し、又は休止している者を除く。）とする。

- (1) 別表に掲げるいずれかの介護サービスを提供する事業所又は施設（本市が指定する事業所又は施設に限る。）
- (2) 別表に掲げるいずれかの障がい福祉サービスを提供する事業所（本市が指定する事業所に限る。）
- (3) 認可保育所（大野城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）第2条に規定する保育所を除く。）
- (4) 幼保連携型認定こども園
- (5) 小規模保育事業所

(支援金額等)

第4条 給付対象事業者に対する支援金の額は、別表に定める額とする。この場合に

において、定員数、事業所数又は施設数は、前条第1号に掲げる事業所又は施設にあつては基準日時点で市に届出をしている定員数、事業所数又は施設数、同条第2号に掲げる事業所にあつては基準日時点で市の指定を受けている事業所数、同条第3号から第5号までに掲げる施設にあつては基準日時点の利用定員数によるものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（介護施設又は障がい福祉事業所等分）（様式第1号）又は令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（保育所等分）（様式第2号）に、電気契約種別が確認できる書類（電気料金の請求書等）の写しを添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。ただし、別表の区分が介護施設・訪問系又は障がい福祉事業所に該当する施設又は事業所に係る申請においては、電気契約種別が確認できる書類の写しの添付を要しないものとする。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により前条の規定による支援金の給付の決定（以下「給付決定」という。）を受けたときは、給付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が給付されているときは、申請者に対し、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第3条、第4条関係)

区分		電気契約 種別	給付額
介護施設・ 入所系 (宿泊系)	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	高圧	定員1人当たり 12,900円
		低圧	定員1人当たり 12,100円
	小規模多機能型居宅介護(宿泊) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活 介護	高圧	定員1人当たり 24,900円
		低圧	定員1人当たり 24,100円
介護施設・ 通所系	小規模多機能型居宅介護(通所) 地域密着型通所介護	高圧	定員1人当たり 9,200円
		低圧	定員1人当たり 8,100円
介護施設・ 訪問系	定期巡回・臨時対応型訪問介護 看護 居宅介護支援 地域包括支援センター 小規模多機能型居宅介護(訪問)	—	1事業所当たり 12,600円

障がい福祉 事業所	計画相談支援	—	1事業所当たり 12,600円
	障害児相談支援		
保育所	認可保育所	高圧	定員1人当たり 1,400円
	幼保連携型認定こども園		
	小規模保育事業所	低圧	定員1人当たり 800円

備考

- 1 同一の事業所又は施設について介護サービス及び介護予防サービスのいずれの指定も受けている場合は、1つの事業所又は施設として取り扱うものとする。
- 2 複数の園舎がある認可保育所において園舎によって電気契約種別が異なる場合は、各園舎の電気契約種別に基づき、該当する園舎の定員を適用する。

様式第1号（第5条関係）

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金
給付申請書兼請求書（介護施設又は障がい福祉事業所等分）

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 所在地
法人名
代表者氏名 印
電話番号

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金の給付を受けたいので、
令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和
8年要綱第6号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

また、当該支援金の給付が決定したときは、給付決定額を請求します。

記

1 市内の介護施設又は障がい福祉事業所等

No.	施設等名称	区分	電気契約 種別	入所系 定員数	通所系 定員数	訪問系 事業所数	障がい 福祉施設 事業所数
1			高圧・低圧	人	人	か所	か所
2			高圧・低圧	人	人	か所	か所
3			高圧・低圧	人	人	か所	か所
4			高圧・低圧	人	人	か所	か所

※要綱別表の区分が介護施設・訪問系又は障がい福祉事業所に該当する事業所又は施設については、電気契約種別の欄は選
択不要です。ただし、小規模多機能型居宅介護については選択が必要です。

※介護施設の定員数及び事業所数の欄については、令和8年1月1日時点での市への届出内容に基づき記載し、障がい福祉
事業所数については、同日時点での市からの指定内容に基づき記載してください。

2 給付申請金額

区分		電気契約種別	単価 (①)	定員又は事業所数 (②) ※1の合計と同一	申請金額 (①×②)
介護施設	入所系（宿泊系） （地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護）	高圧	12,900円	人	円
		低圧	12,100円	人	円
	入所系（宿泊系） （上記以外）	高圧	24,900円	人	円
		低圧	24,100円	人	円
	通所系	高圧	9,200円	人	円
		低圧	8,100円	人	円
訪問系	—	12,600円	か所	円	
障がい福祉事業所		—	12,600円	か所	円
給付申請金額					円

3 支援金の振込先（申請者名義のものとする。）

金融機関名	銀行・農協・信金 信組・労金	本店・支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（保育所等分）

年 月 日

大野城市長 宛

申請者 所在地
 法人名
 代表者氏名 印
 電話番号

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金の給付を受けたいので、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和8年要綱第6号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

また、当該支援金の給付が決定したときは、給付決定額を請求します。

記

1 給付申請金額

区分	電気契約種別	単価 (①)	定員 (②)	申請金額 (①×②)
認可保育所	高压	1,400 円	人	円
幼保連携型認定こども園 小規模保育事業所	低压	800 円	人	円
給付申請金額				円

※定員については、令和8年1月1日時点の利用定員数を記載してください。

2 支援金の振込先（申請者名義のものとする。）

金融機関名	銀行・農協・信金 信組・労金	本店・支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

様

大野城市長

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所
等物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書

年 月 日付けで申請があった令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金について、下記のとおり決定したので、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和8年要綱第6号）第6条の規定により通知します。

記

- 1 支援金給付の可否 可 ・ 否

- 2 給付決定額 円

- 3 振込予定日 年 月 日

- 4 支援金を給付できない場合の理由

第 号
年 月 日

様

大野城市長

令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所
等物価高騰対策支援金給付決定取消通知書

年 月 日付けで決定した令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金の給付について、下記の理由により給付決定を取り消したので、令和7年度大野城市介護施設、障がい福祉事業所及び保育所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和 年要綱第 号）第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消の理由
- 2 取消額 円
- 3 備考